

官報 号外

昭和二十六年二月二十三日

○第十回 衆議院會議録第十四号

昭和二十六年二月二十二日(火曜)

議事日程 第十三号

午後一時開議

第一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めるの件

第二 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 消防組織法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

●本日の會議に付した事件

内地と奄美大島との經濟交通の円滑化に關する決議案(床次徳二君外二十四名提出)

日程第二 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

日程第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 消防組織法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

日程第三 日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)

日程第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 消防組織法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

午後二時九分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

内地と奄美大島との經濟交通の円滑化に關する決議案(床次徳二君外二十四名提出)

(委員會審査省略要求事件)

○議長(幣原喜重郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、床次徳二君外二十四名提出、内地と奄美大島との經濟交通の円滑化に關する決議案は、提出者の要求の通り委員會の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。内地と奄美大島との經濟交通の円滑化に關する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。床次徳二君。

内地と奄美大島との經濟交通の円滑化に關する決議案

内地と奄美大島との經濟交通の円滑化に關する決議案

奄美大島を含む大島諸島は、一六二一年(慶長一六年)以来薩摩藩島津領に属し、一八七一年(明治四年)鹿児島縣令の直轄地となり、一八七九年(明治十二年)鹿児島縣大島郡となり、自來全く内地と同様に取扱われてきた。

従つて琉球列島にはもちろん属しておらず、その住民の生活をはじめ文化、産業、經濟等は全く内地に依存するの深い關係を持つてゐる。しかしてその領土權はあくまで日本にあることは疑いのないところである。

しかるに一九四六年(昭和二十一年)一月以来占領軍行政の便宜上北緯三十度線をもつて内地と行政所管を異にせられたため、現在鹿児島縣及び内地とは全く分離せられて、同島の住民とその出身者及び血縁關係者にして内地に在住する者と交通は著しく制限せられて、沖縄以上に不自由であるばかりでなく、一般の交通、物資の出入の手續については外国に對する以上の不便があり、經濟、文化發展の上にも著しい障害を受けてゐる。

又このために生ずる住民並びに關係者の苦痛は甚大で同情に堪えないが、これと關連して他面出入困又は密輸入による犯罪等もひん発しているのは誠に遺憾である。政府は、この実情にかんがみ、速やかに關係方面に事情を訴え、講和の成立を待たず、内地と大島諸島の經濟交通の円滑化を図るよう努力せられたい。

右決議する。

(床次徳二君登壇)

○床次徳二君 ただいま上程せられました内地と奄美大島との經濟交通の円滑化に關する決議案をまず朗讀いたしました後に、趣旨の弁明を申し上げたいと存じます。

内地と奄美大島との經濟交通の円滑化に關する決議案

奄美大島を含む大島諸島は、一六二一年(慶長一六年)以来薩摩藩島津領に属し、一八七一年(明治四年)鹿児島縣令の直轄地となり、一八七九年(明治十二年)鹿児島縣大島郡となり、自來全く内地と同様に取扱われてきた。

従つて琉球列島にはもちろん属しておらず、その住民の生活をはじめ文化、産業、經濟等は全く内地に依存するの深い關係を持つてゐる。しかしてその領土權はあくまで日本にあることは疑いのないところである。

しかるに一九四六年(昭和二十一年)

明治二十五年三月二十日
第三種郵便物認可

一月以来占領軍行政の便宜上北緯三十度線をもつて内地と行政所管を異にせられたため、現在鹿児島県及び内地とは全く分離せられて、同島の住民とその出身者及び血縁関係者にして内地に在住する者との交通は著しく制限せられて、沖縄以上に不自由であるばかりでなく、一般の交通、物資の出入の手続については外国に對する以上の不便があり、経済、文化発展の上にも著しい障害を受けている。

又このために生ずる住民並びに関係者の苦痛は甚大で同情に堪えないが、これと関連して他面密出入國又は密輸密入による犯罪等もひん発しているのは誠に遺憾である。

政府は、この実情にかんがみ、速やかに関係方面に事情を訴え、講和の成立を待たず、内地と大島諸島との経済交通の円滑化を図るよう努力せられたい。

右決議する。

以上であります。(拍手)

われわれは、今回ダレス特使の来朝を迎えまして、いよいよ講和の近きを感じ、衷心より喜びにたえぬのであります。この機会におきまして、わが領土の歸還に關しまして國民の間に強い関心が示されましたことは、もとより當然なことと信ずるのであります。長い伝統を有し、歴史を有して、父祖の墳墓の地であり、かつ肉親の現

に居住しております土地が、敗戦のためとはいながら、万一わが國の領土から失われるというようなことがありましたならば、いかにでありましたらうか。これをおそれ、これを悲しむところのわれわれ日本人の心情につきましては、ダレス特使も十分に理解せられたことと信ずるのであります。

しかるに、この決議案において問題といたしておりますところの奄美大島は、鹿児島を去ること二百海里の海上にありまして、すでに上古よりわが民族と交遊を有し、近古におきまして、わずかに約三百五十年の開琉球に縁風いたしたはかは、常にわが國に属しておつたのであります。近世におきましては、一六二一年、慶長十六年にわが國は、明瞭にわが九州薩摩藩島津領に属せられたのでありまして、明治四年薩摩藩領の際におきましては、鹿児島縣令の直轄地となつておるのであります。なお同十二年、一八七九年には鹿児島縣大島郡となつておるのでありまして、爾來今日に至りますまで、まったく内地と同一体となしておるのであります。その住民は、まったく日本人そのものであり、文化、経済、産業等、その生活は完全に内地に依存しておるのであります。その産物は、黒糖、大島つむぎ、かつおなど等々に有名でありますが、面積が千二百平方キロ、人口が約二十余万ありまして、土地が狭小でありますために、そ

の子女の多数は、両親を島に残し、近くは鹿児島県より、広く内地の各地に移住、出かきせしておるのであります。これがために幾多の成功者、名士を輩出したしておりますことは、各位もよく御存じのことと存するのであります。

しかるに終戦以來、たゞく占領軍の行政の便宜上、北緯三十度線をもちまして、南部はいわゆる沖縄軍政部、北部は總司令部の管理下に属せしめられ、また結果、同地方と内地との関係は、ほとんど外国に對すると同様な状態に置かれるようになったのであります。同島に關しましては、同島在住者並びにその関係者より、内地への復歸に關して幾たびか熱心な陳情を受けておるのであります。もとよりこの地方は琉球列島に属せぬことは明らかでありまして、われわれは、今日におきましては、その歸還に關してはまったく疑念を有せないのであります。しかしながら、現状のままでもつて講和會議の成立まで経過したというに對しましては、島民の生活安定の上においてはお忍びがたいものと信ずるのであります。

すなわち、現在同島住民の生活は、米軍の好意によりまして、まことに平和に暮らしておるのでありますから、この点に關しましては、われわれは安心いたしておるのであります。しかしながら、同地方の親族、血縁者等に對しましても、その郷里に歸ります場合の往來等に關しましては、今でもなお、北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に關する臨時措置令という規則によりまして相當の制限が加えられて、この手続は容易なものではないのであります。従つて、その関係者といしましては、まず東京の總司令部を經由し、沖縄軍政部、さらに大島の軍政官へというようにな、めんどろな手続をとつておるのであります。今日におきましては、米本國に参りますよりも遠い感じがいたすのであります。いわんや、一般の人々の交通往來等に關しましては、容易でないものであります。また産業經濟の面より見ましても、物資の出入に關しましては、ほぼ外國貿易と同じような手続を要するために、同島の住民並びにこれが関係者は、はなはだ苦痛をいたしているところでありまして、ひいては同島並びに鹿児島縣の産業の開發振興のために大きな影響を與えているのであります。この点は、近時次第にその道が開かれて参つたのであります。が、なお今後に期待せざるを得ない状態にあるのであります。

かような状態でありするがために、反面におきましては、法規をくぐつて違反をなすものが少なくないであります。密出入國あるいは關稅逃反の密輸等の犯罪を犯す者が相当生じておりますことは、われわれもかねて遺憾とするところであります。去る一月には、内地におきましてこの夫を落つて密航して参りました花嫁並びにその付添いの親族等が、密出入國の容疑で、鹿児島に到着するやいなや、ただちに捕えられような悲劇も生じているのであります。われわれは、これらの事情にかんがみまして、あえて講和の成立による沖縄、小笠原等の領土の歸還の決定をまつまでもなく、政府はすみやかにこの実情を関係方面に訴えられまして、一日も早く内地と大島地方との交通経済並びに文化等の円滑化に努められるように要請するものであります。同島の住民の生活と、関係産業の振興のために、ぜひとも内地と同じような待遇が與えられ、内地との一体化が實現できるように熱望する次第であります。

なお、去る本月の十四日には、大島の名瀬市におきまして、二十団体もの代表者が会合いたしまして、同地の住民の日本復歸に關する切実なる希望を内外に訴えるために奄美大島日本復歸協議会を結成いたしまして、近く二十数万人の住民の署名運動を展開すると報じておるのであります。なおこれと同様の問題が、やはり沖縄についても考えられるのであります。私どもは一日も早くこれが解決せられることを要望しております。

何とぞ本決議の成立につきまして議員各位の満場の御賛成を得たいと存す

る次第であります。(拍手)

○議長(齋藤重雄君) 討論の通告があります。これを許します。上林山榮吉君。

〔上林山榮吉君登壇〕

○上林山榮吉君 たいま議題となりました内地と奄美大島との経済交通の円滑化に関する決議案について賛成の意を表せんとするものであります。

本問題については、われ／＼といったしましては、すでに第六国会以来、政府に對し、あるいはその他の方面に對しまして、積極的にこれが運動を展開して來ておるのであります。が、たゞいま提案理由の説明にもありました通り、これが結論を得ないというところは、まことに遺憾にたえないところであり、留まらざるも、奄美大島はわが日本の領土であり、ことにわれわれといたしましては、われ／＼の血であり肉であるところの領土であります。この領土に住まうておる諸君が、経済交通の上において、あるいは文化の上において、あるいは血縁關係の問題において非常に苦心をしておるというところ、まことに涙なくしては聞かれないどころの現実の事実であります。こういう問題について政府もそれ／＼努力をしておることはわかるのでありますけれども、一段とこれが解決にあたつては努力をしてもならなければならぬと考へるのであります。提案理由にもありましたごとく、講和

會議によつてこれらの問題を解決するという根本的な問題は別としても、講和會議以前において、経済交通のことは、われ／＼は確立すべき緊急の事態に迫られてゐるのではないかと、かく信ずるがゆゑに、この問題講和會議と切り離して政府が努力をしなければならぬと私どもは考へるのであります。

なおこの際申し上げておきたいことは、琉球にいたしましては、われ／＼は日本の領土であると考へておる。しかも、奄美大島は鹿児島縣の一部であつたことを考へますときに、ポツダム宣言を親切に拡張して解釈するといたしますならば、何をもちつて今日これらの不安があるかというところを考へなければならぬのではないかと思つてあります。まづわれ／＼は、千島列島、小笠原諸島、あるいはたゞいま申し上げました奄美大島のごときところは、講和會議以前において、経済交通が円滑にできるように、しかもダレス特使も日本に來て、領土の問題については、國民の熱意のあるところをば私は見とおつてお歸りになつたものと信ずるのであります。この際ポツダム宣言を親切に解釈してもらふことには、たゞして、われ／＼といたしましては、奄美大島はもうろんのこゝ、琉球、小笠原諸島、千島列島のごとき、これらの、われ／＼日本民族の血であり肉であるところの領土の問題もあわせて解決せらるる様に希望し、本決議案に賛成をせんとするものであります。(拍手)

○議長(齋藤重雄君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(齋藤重雄君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際、外務政務次官から発言を求められております。これを許します。外務政務次官草壁隆國君。

〔政府委員草壁隆國君登壇〕

○政府委員(草壁隆國君) 内地と奄美大島との経済交通の円滑化に関する御決議の趣旨は、まことにこつとこつと存するのでございます。この決議にもお述べになりましたように、現在わが國の行政の及ぶところの範圍は總司令部の監督によつて定められておる次第であります。が、政府といたしましては、できるだけこの決議の御趣旨を十分達成いたしますよう努力いたす次第でございます。(拍手)

第一 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件

○議長(齋藤重雄君) 日程第一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張

所の設置に關し承認を求めめるの件を議題といたします。委員長は報告を求めます。通商産業委員長小金義照君。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件

通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二二五)第二十一條に基き、別表に掲げる位置に新に纖維製品検査所の支所及び出張所を設置する必要を生じたので、地方自治法第五十六條第四項の規定により國會の承認を求めます。

別表

名 称	位 置
神戸纖維製品検査所	福岡市
福岡支所	福岡市
神戸纖維製品検査所	福山市
岡山纖維製品検査所	岡山市
岡山支所	岡山市
京都纖維製品検査所	京都市
京都市支所	京都市
金沢纖維製品検査所	小松市
小松支所	小松市

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君 たいま議題と相なりました地方自治法第五十六條第四項

の規定に基き、纖維製品検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求めめるの件につきまして、通商産業委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御案内のごとく、戦後纖維及び纖維製品の生産は著しく増大いたしましたとして、特にその輸出額は、全輸出量の重要な部分を占めておる実情でございます。かかる際でありますから、纖維及び纖維製品の海外市場におけるその戸頭の向上に資する観点よりいたしまして、纖維製品検査所の拡充強化をはかつて、その機能を十分に発揮せしむることは、きわめて大切な事柄であります。現在、京都ほか七箇所に本所を、その他主要生産地十九箇所に支所及び出張所が設置してございます。これを地区別に考慮いたしますならば、適地適所に必ずしも支所及び出張所が設置せられておりませんので、そのために係官が常時出張することを必要とし、従つて膨大な出張費などを要するのみならず、検査員の往來に多大の日時を要しておる実情でございます。これらの冗費と手数を書き、検査事務の能率向上をはかり、あわせて業界の要望にこたへる必要上、若干の支所及び出張所を増設せんとすることは、まことに時宜に適した事柄かと存するのでございます。

福山市に、岡山県、島根県を担当する川張所を岡山市に、また九州一円を担当したるものとして福岡市に支所をそれぞれ設置いたすことにしておるのでございます。よつて、福岡市に神戸織製品検査所福岡支所を、福山市に神戸織製品検査所福山支所を、京都府山科に京都織製品検査所山科支所を、また小松市に金澤織製品検査所小松支所をそれぞれ設置いたさんとするものであります。以上が、その設置の趣旨並びに承認を求むる点でございます。

第二 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)
○議長(常任委員長) 日程第二、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案、日程第三、日本國憲法第八條の規定による議決案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員理事江花靜君。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案
皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第七條中「二千八百万円を二千九百万円」に改める。
第八條中「六十五万円」を「七千三万円」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

日本國憲法第八條の規定による議決案
日本國憲法第八條の規定による議決

天皇及び皇室經濟法第四條第一項に規定する皇族は、皇室經濟法施行法第五條に規定するものの外、見舞及び褒勸のために、昭和二十六年四月から昭和二十七年三月末までの間において、二百五十万円をこえない範囲内で賜與することができ、日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

○江花靜君登壇
たゞいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案及び日本國憲法第八條の規定による議決案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案の要旨を申し上げます。皇室の費用のうち内廷費及び皇族費は、憲法及び皇室經濟法の規定によりまして、皇室經濟法施行法の定める定額により毎年国庫から支出することになつておるのでありますが、現在の定額は昭和二十四年度当初の決定にかかりましたもので、内廷費は二千八百万円、皇族費年額の基準額は六十五万円となつておるのであります。しかるに、先般國家公務員の給與改訂が実施せられたのに加がみまして、明年度はそれぞれこれを二千九百万円及び七十三万円に増額しようとするものであります。

次に日本國憲法第八條の規定による議決案は、天皇その他内廷にある皇族が、災害の御見舞あるいは各種の御褒勸等のためになされる賜與は、皇室經濟法の規定によりまして、一定の金額を越ゆるものはずべて国会の議決を要することになつておるのであります。が、その都度国会の議決を経ることが事実上困難でありますのみならず、その目的も定まつておりますので、従来の例によりましてこれを一括議決することとし、明年度も、その額を本年度と同額の二百五十万円としようとするものであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(常任委員長) 兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長の報告はいずれも可決であります。兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(常任委員長) 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中前項第一号、第二号及び第四号の組合を、前項各号の組合に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。
(財務基準)
第五十七條の二 前三條に定めるものの外、出資組合、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができ、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び信用事業の運営に関する基準は、政令でこれを定める。

第八十二條第三項中「従事する組合員を」常時従事する組合員に改める。
第二百二十三條に次の一項を加える。

第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(常任委員長) 日程第四、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長富永格五郎君。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案
水産業協同組合法の一部を改正する法律

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中前項第一号、第二号及び第四号の組合を、前項各号の組合に改める。

第五十七條の次に次の一條を加える。
(財務基準)
第五十七條の二 前三條に定めるものの外、出資組合、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができ、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない自己資本の額、余裕金の運用及び信用事業の運営に関する基準は、政令でこれを定める。

第八十二條第三項中「従事する組合員を」常時従事する組合員に改める。
第二百二十三條に次の一項を加える。

第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

3. 行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならぬ。

第二百二十四條第一項中「行政庁は、」の下に「第二百二十二條の規定による報告を徴した場合又は」を加える。

第二百二十九條第一項中「千円」を「二万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔水格五郎君登壇〕

○議長（常任委員） たいま議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず提案の理由と、そのおもなる内容について御説明いたします。昭和二十三年第三回国会において成立いたしました水産業協同組合法も、実施以来本月十五日で満二周年を経過したのであります。この間組合の設立は順調に進み全国津々浦々に普及し、水産業協同組合設立総数は実に四千六百余にもなり、漁村の民主化と水産経済の振興に

多大の寄與をなしつつあり、本事業も一応軌道に乗つて参つた次第であります。しかしながら、その内容につきましては、組合員百人未満の漁業協同組合がその総数の約五〇％もあり、その出資金についても、十万円以下の組合が約六〇％にも及び、まことに零細なる組合という現状であります。また組合結成後の借入金並びに旧漁業会より承継いたしました負債の重圧を受け、その経営はきわめて苦難の道をたどつてゐるのであります。このように組合の経営的基礎が薄弱であるので、その

経理組織を十分整備し、さらに信用事業についても同様の措置を行い、組合の育成強化をはかりたいとするのが、本案提出の理由であります。次に本法案のおもなる内容について申し上げます。第一点として、出資組合がその組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全できるように、組合の守るべき財務基準を定める政令の根拠規定を設けようとするのであります。すなわち組合の再建整備の目標を明確にし、かつ信用事業の経理につきましても、確固たる基準を示し、もつて組合の健全なる育成をはかりたいとする次第であります。

次に第二点としては、ただいまの説明と裏裏の関係にある、組合に対する行政庁の定期的検査であります。すなわち行政庁は、組合の財務が適正に実施されているかどうか、帳簿その他に

ついて毎年一回常例として指導的検査をすることにより組合の健全なる発達を促進しようとするのであります。その他組合の会計状況等の検査に関する罰則については、現在の千円では効果が少いので、これを二万円に改めるほか、第八回会において水産業協同組合の一部を改正した際当然改正されなければならなかつた水産加工業協同組合の私的独占の禁止、及び公正取引の確保に関する法律の適用除外を受けるに改められた次第であります。

以上が本法案のおもなる内容並びに提案になつた趣旨であります。本法案は一月二十九日水産委員会に付託となり、二月一日農村政務次官より提案理由の説明を聞き、同日及び三日、六日の三日間にわたり各委員より熱心なる質疑が行われ、政府当局よりそれぞれ答弁がありましたが、なおこれを詳細にわたり審議すべきであるとし、二月六日、漁業制度に関する小委員会に移し、慎重に検討を重ねたのであります。次いで二月十九日の委員会において、小委員長より、行政庁は財務基準を設け、あるいは組合の業務または会計の状況等につき帳簿検査その他の検査をし、組合を積極的に指導することにも、組合の最大の負担になつてゐる負債の利子補給をするか、あるいは補助金ないし資金融通により経営の打開をはかり、組合の再建を強力に推進す

べきであるとの報告があつたのであります。引続き質疑に入りましたが、質疑及び討論省略の動議により、ただちに採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決された次第であります。なお詳細については委員会会議録によつて御承知願います。

以上御報告を終ります。（拍手）

○議長（常任委員） 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。（賛成者起立）

○議長（常任委員） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

第五 消防組織法の一部を改正する法律案（地方行政委員会提出）

○議長（常任委員） 日程第五は委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（常任委員） 御異議なしと認めます。

日程第五、消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨を御説明申し上げます。地方行政委員川本末治君。

消防組織法の一部を改正する法律案

消防組織法の一部を改正する法律

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第九号を次のように改める。

九 消防の用に供する設備、機械、器具及び資材の検定に関する事項

第九條を次のように改める。

第九條 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

四 消防職員及び消防団員の訓練機関

第十一條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

消防吏員の階級の基準は、国家消防庁が準則で定める。

第十二條中「條例に従ひ、」を「地方公務員法の規定に基き、」に改める。

第十五條第一項中「服務」を「官費、服務に、」国家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める」を「地方公務員法の定めるところにより」に改める。

同條第二項中「宣誓、」を削る。

第十五條の二第三項を次のように改める。

消防団員の任免、給與、服務その他の事項は、常勤のものについては、地方公務員法の定めるところにより、非常勤のものについては、市町村條例でこれを定める。同條に次の一項を加える。

消防団員の定員は、市町村條例で、その編制、儀式及び服制に関する事項は、國家消防庁の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

同條の次に次の二條を加える。

第十五條の三 市町村の消防団に、消防団長及びこの法律の規定に従い、有効に消防を行うに必要且つ適當な階級のその他の消防団員を置く。

消防団長は、消防団の推進に基き、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

消防団長は、市町村長の承認を得て、消防団員を任命し、一定の事由により罷免する。

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防の事務を掌る。

第十五條の四 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となつた場合においては、市町村は、その

消防吏員（消防吏員を置かない市町村にあつては財政その他の事情の類似する他の市町村の消防吏員）の例に準じ、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならぬ。

第十七條第二項中「都條例に従い、」を「地方公務員法の規定に基き、」に改める。

第二十條 國家消防庁は、必要に應じ、消防に関する事項について都道府縣又は市町村に勧告し、都道府縣知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し、助言を與え、又は設備、機械器具及び資料の斡旋をすることができ。

第二十四條第二項中「國家地方警察、」の下に「自治体警察、」を加える。

第四十條第二十六條の次に次の一條を加える。

第二十六條の二 この法律の適用については、市町村の消防の一部事務組合は、市の加入するものにあつては、これを一の市とみなし、その他のものにあつては、これを一の町村とみなし、町村の全部事務組合又は後場事務組合は、これを一の町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、消防員及び消防団員の任免、給與、服務その他の事項に關しては、地方公務員法中の各相當規定がそれぞれの市町村に適用されるまでの間は、当該市町村については、第十二條、第十五條、第十五條の二第三項及び第十七條第二項の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

2 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項に次の一号を加え、同條第二項中「第一号及び第二号」を「第一号、第二号及び第四号」に改める。

四 消防団長その他の消防団員（常勤の者を除く。）

3 この法律施行の際現に公職選挙法の規定によりその期日を公示又は告示してある選挙に關しては、改正後の同法第八十九條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

〔川本末治君登壇〕

○川本末治君 たいま議題となりました消防組組法の一部を改正する法律案に關しまして、地方行政委員会がこれを立案するに至りました理由及び起草の経過並びに結果についてその概要

を御説明申し上げます。

御承知の通り消防組組法は、昭和二十二年十二月二十三日法律第三二六号をもつて公布され、翌二十三年七月二十四日、消防法の制定公布と同時に一部改正を見たのであります。が、消防機関の組織を定める本法は、消防活動の作用に基き、消防法と相まつて、新消防制度の基礎となつていたものであります。しかしながら、その後法律施行の實際に徴し、また近年火災が頻発し、その被害も少からず、日本再建途上の一大障害となつておる現状にかんがみ、消防法については、昨年五月、第七回国会において、火災の予防及び防火活動を一層有効適切ならしめる趣旨から相當に大い改正が企てられ、同じく本委員会から改正法案が提案されて、その成立を見たのであります。

消防組組法につきましても、かねてより全国各地の關係官民、各団体等から、その改正について陳情や要望があつたのであります。その主眼とするところは、要するに消防組織の強化充実をはかるとともに、消防關係者の自覚と責任を高め、あるいは無用の制限を除き、その地位を保護することによりまして、消防目的の達成に完備を期そうとするものであります。

昨年三月、消防委員の目的をもつて衆参両院の有志議員によつて結成されました消防員連盟におきまして、その常任幹事会において本法改正の必要を認め、數個の問題点を採択して、すみやかにこれを法律化することを議決したのであります。

本委員会におきましては、この間の事情に即応するため、昨年十二月十一日、川本末治君外十二名の小委員を選任し、本法改正について鋭意研究を遂げ、小委員会を開くことは二回でありましたが、その關係方面とも連絡して、調査立案に遺憾なきを期し、慎重審議の結果、過日ようやく改正草案ができましたので、本月二十日、川本小委員長から本委員会に草案起草の経過並びに結果の報告をなし、本委員会においては、若干質疑応答の後、これを本委員会の提案とすることについて採決の結果、賛成多数をもつて本委員会の改正法律案といふべきものと議決したのであります。

以下、改正のおもなる点を申し上げますが、その内容は大きく次の三點であります。

まず第一點は、現行法の第九條の規定を改正して、ここにあげられてゐる各種の中核的消防機關に対して明瞭なる法的根拠を與え、同時に、これらの消防機關の全部または一部を市町村は設けなければならないとしたこととあります。ただし消防団、消防署、消防本部、消防員及び消防団員の訓練機關は、消防組織の根幹、中核であり、防火消火その他消防目的達成

のため有効な現実の活動をするか、あるいはその能率を向上するための教養訓練をなす機関でありますから、これを組織法上において並列包括的に明示し、市町村はその実情に即して、それら機関の全部または一部を義務として設置しなければならぬこととしたのであります。

もとより消防団は、全国至るところ、いかなる山村僻地といえども設置せられており、たゞ法律上これを義務づけずとも、自衛のために必ずから組織せられる必要性のあるもので、その際かしの伝説、実状及び数値のいずれより見るも、消防組織上重要なことはいふまでもありません。人口や集中して、相当な市街地となれば、消防団のほか、常備消防が設けられるようになり、さらに大都市ともなれば、常時訓練を行い、相当な設備を持った専門的な消防施設が絶対に必要であります。大よそ市制を施行する程度の都市におきましては、現今大多数が消防団を設けておるのが事実でありますので、法律上も、かかる市街地は漏れなく近代的、科学的な消防施設を設けなければならぬとすることが望ましいと考えられるのであります。よつて、いずれを重しとし、いずれを軽しとすることなく、それらの重要性に着眼しつつ、すべてこれを包括的に組織法上に明示して法的根拠を與へ、かつ市町村の設置義務を法定して、これ

ら消防機関の重要性を強調するゆゑのもの、当該市町村の具体的実情に適應しつつも、及ぶ限り消防組織の充実を期するとともに、消防関係者の自覚を高めようとするがためであります。

改正の第三点は、消防団員の災害補償制度の確立に関するものであります。一身を犠牲にして水火の難におもむく使命を帯びております消防団員が、後顧の憂いなく、危険に際して十分な活動をなし得るためには、不幸にして死傷等災害を受けし場合、相当な補償を受け得る制度を確立することの急務なることは申すまでもなく、まさに地方公務員法が制定せられ、その第四十五條の規定により、一般の地方公務員に對してはその原則が定められたのであります。非常勤の消防団員は特別職でありまして、地方公務員法の適用外にありますが、本法において特に新しく規定を設け、これを救済しようとするのであります。

改正の第三点は、消防団員を含めた消防団員の公職立候補禁止の解除に関するものであります。公職選挙法及び同法施行令によれば、消防団員は現職のまま公職の選挙に立候補することはできないことになつております。しかしながら、非常勤の消防団員は一般の地方公務員とは著しくその性格を異にしており、かつ地方の実情におきましては、それらの人々は、多くはその地

の中堅ないし有識階層に属し、これらの人々が何ら報酬にかかわらずなくして、善勇的に奉公してゐる消防団員の職にあるのゆゑをもつて、立候補できないとするのは、たゞに本人に對して酷であるばかりでなく、広く人材を網羅して民主政治を行つて行こうとする趣旨にも反し、適當ではありませんから、その制限を解き、消防団員は現職のまま立候補できるようにしようとするものであります。

その他は、この機会において教員所字句の修訂及下事項の合理化をはかるべく、消防吏員の階級の基準は従来一定のもゝが、各市町村で区々であつたものを、國家消防庁の定めた準則によつてこれを定めるとか、消防団長の任命形式を整頓するとか、消防事務組合町村の規定を完備するとか、地方公務員法の施行に伴ふ法文の字句の整理及び事項の調整を行うといふことが、ことごとくが改正案のおもなる内容であります。

以上、改正案の提案理由並びに起草の経過及び内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長（常任委員長） 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

つて本案は可決いたしました。（拍手）
これにて議事日程は満了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十一分散会

- 出席國務大臣
大蔵大臣 池田 勇人君
農林大臣 廣川 弘禪君
通商産業大臣 榎尾 龍君
出閣政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
外務政務次官 草壁 隆國君

朗読を省略した報告
一、去る十六日内閣から地方財政法第十三條第二項及び同條第三項の規定に基き意見を受領した。
一、去る十七日人事院總裁井清君から常務委員宛、國家公務員法第二十三條及び第九十五條に基き、國家公務員の災害補償に関する研究の成果及び法律制定に関する意見を受領した。

一、去る十七日幣原議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
厚生大臣官房 森本 潔
國立公園局長 曾田 長宗
統計調査部長 山口 正善
厚生省公衆衛生局長 山田 正善
運輸省海運局長 森井 玄剛
海運調査部長 森井 玄剛

理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

- 大蔵省主税 石田 正
局長官 廣川 弘禪君
文部大臣官 廣川 弘禪君
房務局長 廣川 弘禪君
郵政大臣官 廣川 弘禪君
一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、去る十七日議長において承認した森本議員外三名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、昨（二十）日議長において承認した石田正外二名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る十九日次の法律の公布を要請し、その旨參議院に通知した。
郵政事業特別会計の繰入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律
厚生保險特別会計法の一部を改正する法律
アルコール事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律
農地調整法等の一部を改正する法律

一、昨（二十）日近衛參議院事務局長から大池事務局長宛、參議院は同院の兩院法規委員會の委員鈴木直人君を任じつきの補欠として關部常務を選舉した旨の通知書を受領した。
一、去る十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
人事委員 松澤 兼人君
大蔵委員 橋本 金二君

決算委員
田中不破三君
品山 重勇君
顧問委員

小川 半次君 木村 榮君
去る十六日蹟長において、次の特

別委員の辞任を許可した。

行政監察特別委員 田中不破三君

去る十六日議長において、次の通
り特別委員の補欠を指名した。

行政監察特別委員 田淵 光一君
去る十六日予算委員長から次の公

公聴会期日變更報告書

昭和二十六年二月十五日開会予定の本委員会公聴会の日時は次の通り変

、公聴会の日時

昭和二十六年二月十七日 午前十一時

昭和二十六年二月十五日

予算委員長 小坂善太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

懲罰法の一部を改正する法律案
海軍代理士法案

夫る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。港則法の一部

改正する法律案（内閣提出第七

以上二件 運輸委員会 付託

は次の通りである。

教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（佐藤重遠君外十四名提出） 昭和二十四年度特別会計予備費使用総調査（その一） 昭和二十四年度特別会計予算總則第六條並びに第七條に基く使用總調査 昭和二十四年度日本国有鉄道の予備費使用總調査 昭和二十五年度一般会計予備費使用總調査（その一） 昭和二十五年度特別会計予備費使用總調査（その一） 以上五件 決算委員会 付託	一、去る十七日内閣から提出した議案は次の通りである。 國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。 國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号） 大蔵委員会 付託 一、去る十九日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。 教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（佐藤重遠君外十四名提出） 一、去る十九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案 厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案 アルゴール事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案 農地調整法の一部を改正する法律案 一、去る二十日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。 水先法の一部を改正する法律案（伊藤一君提出）
消防組織法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出） 一、去る二十日内閣から提出した議案は次の通りである。 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案 一、去る二十日委員会に付託された議案は次の通りである。 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案（内閣提出第四〇号） 大蔵委員会 付託 水先法の一部を改正する法律案（伊藤一君提出、案法第五号） 運輸委員会 付託 一、昨二十一日内閣から提出した議案は次の通りである。 商法の一部を改正する法律案（農林委員会 付託） 一、昨二十一日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 海難審判法の一部を改正する法律案 海難審判法の一部を改正する法律案 一、昨二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。 商法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号） 法務委員会 付託 農業委員会法案（内閣提出第四三号） 農林委員会 付託 一、昨二十一日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。	海難審判法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）（予） 港域法の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）（予） 以上二件 運輸委員会 付託 一、昨二十一日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。 水先法の一部を改正する法律案（伊藤一君提出） 一、去る二十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。 電源の増強に関する質問主意書（植原悦二郎君外六名提出） 国有林有償譲下げに関する質問主意書（竹村宗良一君提出） 利根川改修並びに総合開発計画に関する質問主意書（天野公義君提出） 食糧増産計画に関する質問主意書（天野公義君提出） 東京都内江東方面の水利計画並びに荒川放水路上の橋の建設計画に関する質問主意書（天野公義君提出） 一、去る十三日内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員並木芳雄君提出府中電報電話局の改築に関する質問に対する答弁書 衆議院議員並木芳雄君提出府中電報電話局の改築に関する質問に対する答弁書 衆議院議員山田孝雄君提出湯沢処分による農地の公売に関する質問に対する答弁書 衆議院議員山口好一君提出栃木市及び下都賀郡下の所得税の徴収等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員高田富之君提出埼玉縣三合牛飼養民の救済に関する質問に対する追加答弁書（第九号参照）
衆議院議員池田孝雄君提出湯沢処分による農地の公売に関する質問に対する答弁書 衆議院議員山口好一君提出栃木市及び下都賀郡下の所得税の徴収等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員高田富之君提出埼玉縣三合牛飼養民の救済に関する質問に対する追加答弁書（第九号参照） （参照） 府中電報電話局の改築に関する質問主意書 東京都北多摩郡府中町神戸五六三八番地所在の府中電報電話局は、大正七年建造の木造二階建（階下二八坪五、階上二四坪二五）であるが、老朽著しく、施設の維持、従業員的安全にも著しく堪えない状態である。 同局の新築又は移転などの計画ありとのうわさもきいてはいるが、どうなっているか。 至急改築の要ありと思ふが、その計画如何。 右質問する。 昭和二十六年二月十三日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議員並木芳雄君提出府中電報電話局の改築に関する質問に対する追加答弁書	衆議院議員池田孝雄君提出湯沢処分による農地の公売に関する質問に対する答弁書 衆議院議員山口好一君提出栃木市及び下都賀郡下の所得税の徴収等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員高田富之君提出埼玉縣三合牛飼養民の救済に関する質問に対する追加答弁書（第九号参照） （参照） 府中電報電話局の改築に関する質問主意書 東京都北多摩郡府中町神戸五六三八番地所在の府中電報電話局は、大正七年建造の木造二階建（階下二八坪五、階上二四坪二五）であるが、老朽著しく、施設の維持、従業員的安全にも著しく堪えない状態である。 同局の新築又は移転などの計画ありとのうわさもきいてはいるが、どうなっているか。 至急改築の要ありと思ふが、その計画如何。 右質問する。 昭和二十六年二月十三日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議員並木芳雄君提出府中電報電話局の改築に関する質問に対する追加答弁書

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出府中電報電話局の敷築に関する質問に対する答弁書

府中電報電話局は、御質問のとおり老朽であり、当省といたしましてもかねてより、これを新築する必要を認めておりましたが、予算上の制約もありまして容易に実現できなかったものであります。敷地については二十五年八月買収済となつておりまして、建物については昭和二十六年度においてできるだけ新築を図るよう計画致しておりますから御了承願ひたい。

三十日は午後七時から夜中の一時まで睡眠を食へさせず、その間強引で両は、顔面をなぐりつけ、前歯一本を折り、一本をぶらぶらにし、その夜は長椅子に手錠をかけたまま寝かされた。
翌三十一日は裸にされ一日中両腕を壁にささえ、脚をうしろにのばし、体を斜めにしたかつこうをせられ、またみぞおちを鉄棒で突き、平倒せられた。
十一月一日釈放され、同月七日に呼び出されたとき「このことを絶対に口外してはいけない、もししやべつたらひどい目にあわすぞ。」と脅迫されたという事実が伝えられている。
この件につき次のことを聞きた。

一 同型引揚者に対する人権じゅうりんに關する質問主意書
石川県羽咋郡呂町飯山の井村正巳は、かつて満洲国で七年間官吏をや、終戦後ソ同盟に拘留され、一九四九年春、歸還したのであるが、同警石川県本部から一九五〇年十月三十日午後六時までに出現するようとのことで出現したところ、ハンカチで目かくしして、小型自動車に乗せられ約三十分走つたところで洋室の調査に連れ込まれた。そこで係官二名は同人に對し、「ソ同盟から特別な命令を受けてきた者がいるのだらう。」など、ソ同盟の收容所で見聞したことを執うに質問し、否認すると次のように拷問した。すなわち、

一 同警石川県本部は、上記のよう井村正巳を呼び出した事実があるか。
ありとすれば、だれからの依頼で、何人に同人を引渡したか、並びにその呼び出しの法的根拠如何。
二 井村正巳が、上記のような拷問を受けた事実の有無如何。
三 かか人権じゅうりんの絶滅を期するための政府の対策並びにその救済方策如何。
右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出府中電報電話局の敷築に関する質問に対する答弁書

府中電報電話局は、御質問のとおり老朽であり、当省といたしましてもかねてより、これを新築する必要を認めておりましたが、予算上の制約もありまして容易に実現できなかったものであります。敷地については二十五年八月買収済となつておりまして、建物については昭和二十六年度においてできるだけ新築を図るよう計画致しておりますから御了承願ひたい。

一 同警石川県本部は、上記のよう井村正巳を呼び出した事実があるか。
ありとすれば、だれからの依頼で、何人に同人を引渡したか、並びにその呼び出しの法的根拠如何。
二 井村正巳が、上記のような拷問を受けた事実の有無如何。
三 かか人権じゅうりんの絶滅を期するための政府の対策並びにその救済方策如何。
右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出府中電報電話局の敷築に関する質問に対する答弁書

府中電報電話局は、御質問のとおり老朽であり、当省といたしましてもかねてより、これを新築する必要を認めておりましたが、予算上の制約もありまして容易に実現できなかったものであります。敷地については二十五年八月買収済となつておりまして、建物については昭和二十六年度においてできるだけ新築を図るよう計画致しておりますから御了承願ひたい。

一 同警石川県本部は、上記のよう井村正巳を呼び出した事実があるか。
ありとすれば、だれからの依頼で、何人に同人を引渡したか、並びにその呼び出しの法的根拠如何。
二 井村正巳が、上記のような拷問を受けた事実の有無如何。
三 かか人権じゅうりんの絶滅を期するための政府の対策並びにその救済方策如何。
右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出府中電報電話局の敷築に関する質問に対する答弁書

府中電報電話局は、御質問のとおり老朽であり、当省といたしましてもかねてより、これを新築する必要を認めておりましたが、予算上の制約もありまして容易に実現できなかったものであります。敷地については二十五年八月買収済となつておりまして、建物については昭和二十六年度においてできるだけ新築を図るよう計画致しておりますから御了承願ひたい。

一 同警石川県本部は、上記のよう井村正巳を呼び出した事実があるか。
ありとすれば、だれからの依頼で、何人に同人を引渡したか、並びにその呼び出しの法的根拠如何。
二 井村正巳が、上記のような拷問を受けた事実の有無如何。
三 かか人権じゅうりんの絶滅を期するための政府の対策並びにその救済方策如何。
右質問する。

營業等

市名	全世帯数	總所得額	税額	一世帯当り所得額	一世帯当り税額
宇都宮市	(八,四四七)	一,七〇〇,〇〇〇	一七〇,〇〇〇	一九七,〇〇〇	一九七,〇〇〇
鹿沼市	(三,五七〇)	七〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一九七,〇〇〇	一九七,〇〇〇
栃木市	(三,五七〇)	七〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一九七,〇〇〇	一九七,〇〇〇
足利市	(三,五七〇)	七〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一九七,〇〇〇	一九七,〇〇〇
佐野市	(三,五七〇)	七〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一九七,〇〇〇	一九七,〇〇〇
かつこ市	(三,五七〇)	七〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一九七,〇〇〇	一九七,〇〇〇

昭和二十六年二月十三日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員高田富之君提出埼玉縣二合半領農民の救済に關する質問に對する追加答弁書別紙の通り送付する。

迫て、本答弁書は、昭和二十六年一月九日内閣會議第五六号をもつて、送付した答弁書の追加答弁書であるから念のため申し添える。

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出埼玉縣二合半領農民の救済に關する質問に對する追加答弁書

埼玉縣二合半領農民の救済に關する質問主意書の質問事項二、について、調査の上答弁する旨先に回答致したが、現地調査の結果は左記の通りであつて、供出割當の運用に當つては県當局においても特に改善に努力しており、政府においても今後共指導に万全を期する所存である。現地の調査の結果次の通り判明した。

一 二十五年産米の事前割當が公表期限の三月末日までに完了せず、二十五年十月二十五日になされたことについて、二合半領地帯一町四箇村について調査したところ早稲田村において事前割當を三月十七日に公表し三月末日までに指示完了したが、事前割當の基礎資料に一部不備があることを発見し、県當局の勧奨もあつて、事前割當を改訂することにしたのであるが、一部部落についてその手続が遅れ、最終部落について完了したのが十月二十五日であつたことが判明した。

二 事前割當の基礎反収が、二石二斗八升なる事實は早稲田村において地力を三段階に分け、一等地二石三斗一升、二等地二石二斗八升、三等地二石一斗九升として割當を行つてゐるがその二等地反収に該當していることが判明した。なお早稲田村の事前割當平均反収は二石二斗五升八合である。

三 作報事務所からの報告反収が二

石八升である旨指摘されたが、該地域を担当する早稲田出張所について調査の結果左様な事實は全く発見し得なかつた。

作報事務所の二合半領地帯の予想反収及び決定反収は左記の如くである。

吉川町 二・一七 一・九六

三輪江村 二・二二 二・〇三

早稲田村 二・一六 一・九七

彦成村 二・一七 二・〇三

東和村 二・〇八 二・〇四

のみならず該出張所において実施せる坪刈調査においても一石八升なる数字は全くこれを発見し得なかつた。

右答弁する。

衆議院會議録第六号中正誤

頁段行 誤 正

四六 ありま ありま

衆議院會議録第十三号中正誤

頁段行 誤 正

二五三 講和と 講和を

三六 ない ない

論議 論議

二五七 論議 論議

定価 一部 六円五十銭

送料実費

所行発

東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三二官
振替東京一九〇〇〇官